



今月のテーマ 「社保手続きを復習」

1. 従業員に子供が生まれたら？
2. 外国人を雇ったら？
3. 海外に派遣する時は？



■従業員に子供が生まれたら？

①出産育児一時金

健康保険に加入している従業員、その家族が出産された場合、協会けんぽ、または健康保険組合に申請すると、42万円が支給されます。

(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合が40.4万円となります。)

妊娠4ヶ月以上の出産であれば、生産・死産を問わず支給されます。

42万円は、協会けんぽや健康保険組合から医療機関に出産育児一時金を支払うことができます。

これを直接支払い制度といいます。従業員は出産費用を全額立て替える必要がなくなり、従業員の負担が減ります。

例1. 出産費用が55万円かかったとき

出産育児一時金 - 出産費用 = 不足分
(42万円) (55万円) (-13万円)

窓口での支払：13万円

例2. 出産費用が35万円のとき

出産育児一時金 - 出産費用 = 差額
(42万円) (35万円) (7万円)

申請すると協会けんぽ、または健康保険組合より差額の7万円が支給されます。

また、健康保険組合では上乗せの給付がある場合もあります。

直接支払制度を利用しない場合は申請すれば最大42万円まで支給されます。

②出産手当金

健康保険に加入している従業員が出産された場合、協会けんぽまたは、健康保険組合に申請すると、出産前42日から出産後56日までの間(98日間)で休んでいた日毎に、標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。出産日が出産予定日から遅れた場合は、その日数分がプラスして支給されます。

扶養している家族が出産しても出産手当金は支払われません。また、休んでいても給与(有給を含む)が支払われていれば、原則として出産手当金は支給されません。

③健康保険料、厚生年金保険料の免除制度

産前産後休業の期間と育児休業期間は届出により、健康保険料や厚生年金保険料が全額免除されます。本人負担・会社負担ともに免除です。

この届出は「産前産後取得者申出書」や「育児休業取得者申出書」によって行います。

④育児休業給付金

出産した女性は出産後57日目からは育児休業を取得できます。

育児休業中は雇用保険に加入している従業員は育児休業給付金が支給されます。

原則育児休業開始から180日目まで(約半年)は休業に入る前の賃金の2/3相当額、181日目から子供が1歳になるまでは1/2相当額が支給

されます。

夫婦揃って育児休暇を取得する：1歳2月まで支給延長(パパ・ママ育休プラス)

保育所に入所できない：1歳6か月まで支給延長

受給可能条件は、雇用保険の保険料を支払っている人、且つ育児休業に入る前の2年間、11日以上働いた月が12か月以上ある従業員です。

■外国人を雇ったら？



在留カード(みほん)

会社は「外国人雇用状況届出書」を届け出る義務があります。届出先はハローワークで雇入れた翌月末までに届け出なければなりません。

届出する事項は下記記載9項目です。

- ① 氏名
- ② 在留資格
- ③ 在留期間
- ④ 生年月日
- ⑤ 性別
- ⑥ 国籍・地域
- ⑦ 資格外活動許可の有無
- ⑧ 雇入れ年月日
- ⑨ 雇入れに係る事業所の名称、所在地等

雇用保険に加入していない外国人を雇用した場合、上記届出を提出してください。

雇用保険に加入する外国人の場合は、

「雇用保険被保険者資格取得届」の「18.備考欄」に在留資格等を記載することで上記の外国人雇用状況届出書を省略できます。

なお、「外国人雇用状況届出書」等の届出は離職した際にも届け出なければなりません。雇用保険に加入している外国人の場合は「雇用保険被保険者資格喪失届」に記載すれば足ります。

■労働者を海外に派遣するときは？

<海外派遣と海外出張の違い>

- ① 海外派遣

海外の事業所に所属し、海外からの指揮命令で勤務

② 海外出張

国内の事業所に所属し、国内の指揮命令で勤務

(勤務場所が海外であるだけで所属は変わらない)

<労災保険>

①の海外派遣の場合は海外派遣者に「労災保険特別加入の手続き」を行っていないければ、労災保険の給付を受けることが出来ません。

②の海外出張の場合は出張者に対して特別の手続きはなく、会社の労災保険により給付を受けられます。

<介護保険>

海外派遣で国内に居住しなくなった場合、「介護保険適用除外等該当・非該当届」の届出が必要です。

★ SATOコラム

7月、8月はお祭りや花火大会が各地で開催されますね。

高知ではよさこい祭りが8/9~8/12まで開催され、よさこい祭りが終わると8/12~8/15まで徳島の阿波踊りが開催されます。

(8月22日は東京オフィスのある大塚で、阿波踊りが開催されます!)

東京では原宿表参道元気祭スーパーよさこいが8/29と8/30に開催されます。いずれも100チーム前後の大規模で活気あふれるお祭りですので一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

真夏の日射しや熱気もすごいので熱中症には

お気をつけください。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

TEL:(03)6831-3310

FAX:(03)6831-3351